

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成九年七月二五日

右被告指定代理人

伊藤 繁

小野 新司

高橋 一史

菅原 学

小笠原 修

被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

求釈明書

被告は、原告に対し、次のとおり釈明を求める。

一 A子患者に関する平成七年六月分の診療報酬明細書（乙第一号証）によれば、原告は、いわゆる「歯周治療用装置（被覆冠）」を装着した上顎の前歯三本についてその後歯冠修復を行っているが、歯冠修復を行うに先立ち、歯肉の状態を検査したのか、検査したとすればいつ、どのような方法で行ったのか、その検査の結果どのような判断をしたのかを具体的に明らかにされたい。

二 B子患者に関する同年七月分の診療報酬明細書（乙第二号証）によれば、原告は、上顎の右側に欠損補綴（新しいブリッジの装着）をしているが、それを行うに先立ち、歯肉の状態を検査したのか、検査したとすればいつ、どのような方法で行ったのか、その検査の結果どのような判断をしたのかを具体的に明らかにされたい。